

- (2) 教育の質的充実を目標とし、個々の児童生徒の能力、適性を最大限に伸長させるため学級編制基準、教職員配当基準の改善につとめる。
- (3) 教育の機会均等の質的確保をはかり、人的能力の開発に資するため、へき地教育の振興、就学援助の拡充、特殊教育の拡充整備につとめる。
- (4) 個々の生徒の能力、適性の観察を深め、適切な進路指導の実現につとめる。
- (5) 進歩する社会の状況に即し、家庭教育、学校教育、社会教育の機能を相互に補充し、人間形成のひずみ発生を最少限にとどめる教育体制を具現することにつとめる。
- (6) 人間形成に焦点づけた幼稚園、義務教育学校、後期中等教育訓練機関の間の緊密な連絡提携を組織化することにつとめる。

### 3 後期中等教育（15～18才）

- (1) 中学校卒業後、すべての者がその能力、適性、進路、環境に応じ、なんらかの教育訓練の機会を持てるようにすることを目標に、後期中等教育、訓練機関の拡充整備につとめる。
- (2) 教育に対する社会的、個人的要請、教育訓練の質的充実要請に応えるとともに、ひとりひとりの能力、特性を最大限に伸長させる教育の実現を期するため、教育訓練機関の規模の適正化、学級編制基準の改善、学科、コースの再編、教育訓練機関の再編など後期中等教育の再編成を実現する。
- (3) 教育の機会均等の質的確保をはかり、人的能力の開発に資するため、特殊教育の振興、育英奨学の拡充、勤労青少年教育の整備拡充の実現につとめる。

### 4 青年教育（18又は19～25才）

必要な高等教育機関の拡充をはかるほか、研修施設、機関を整備するとともに、青年団活動など自主的な活動を中心として可能なかぎり組織的な編成につとめ、継続的な自己教育と相互学習の機会を確保することにつとめる。

### 5 成人教育

- (1) 継続的な自己教育を中心に公民館活動、各種団体の活動を活発にし、相互学習の機会にできる限り参加することのできるようつとめる。
- (2) 産業関係行政機関、各種団体の相互学習の機会は、成人教育の中に位置づけられるようにつとめる。

## 第2 教育内容、方法等の改善

- 1 変化する社会の人間形成にあたる諸要因を究明し、人間性が尊重され、かつ心身ともに健全な県民を育成することを目標として、教育的環境の整備拡充を期する。
- 2 社会の進歩発展に即応し、教育内容を高度化する。とくに科学技術の革新に即応する県民すべての科学技術的知識技能をたかめる科学技術教育内容の高度化を推進する。また、時代の要請する文化の振興、体位健康の向上に応ずる教育内容の高度化をはかる。